

中間取りまとめ(案)の概要

～(1)スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応～

平成25年4月16日
事務局

第 I 部 スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応

第1章 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を踏まえた対応

- ① 業界団体等におけるガイドラインの検討
- ② スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会
- ③ スマートフォンの普及の進展と利用者情報をめぐる問題

第2章 アプリケーションのプライバシーポリシーに関する対応状況と課題

- ① アプリケーションのプライバシーポリシーへの対応状況
- ② アプリケーションのプライバシーポリシーに関する課題と対応
- ③ 情報収集モジュールに関する課題
- ④ 関係事業者における取組
- ⑤ アプリケーション提供サイト等における連絡通報窓口

第3章 第三者検証等に関する現状と主な論点

- ① 利用者情報に関する検証の現状
- ② 第三者検証に関する主な論点

第4章 海外における検討・対応状況の概要

- ① 米国
- ② 欧州
- ③ 韓国における検討の動き
- ④ 国際連携の推進に向けて

- 平成24年8月に諸問題研究会報告書として「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が発表。同報告書において、スマートフォンの利用者情報の取扱いあり方として「スマートフォン利用者情報取扱い指針」が示され、安心安全な利用環境の確保に向けて各事業主体による取組みが提言された。
- 併せて、指針の実効性を上げるために、業界団体等における自主ガイドラインの策定、第三者によるアプリ検証の仕組みの検討、アプリ提供サイトからアプリ提供者等に対する情報発信、スマートフォン画面を考慮した表示などが提言された。
- 業界団体等における自主ガイドライン作成等の取組が進みつつある。

✓ 業界団体等におけるガイドラインの検討

- ・ タオソフトウェア: アンドロイドスマートフォンプライバシーガイドライン (平成24年10月、平成25年1月改定)
- ・ モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF): スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン (アプリケーション・プライバシーポリシーのモデル案及び概要版等を含む) (平成24年11月)
- ・ 京都市: 京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン (平成25年1月)
- ・ 電気通信事業者協会 (TCA): スマートフォンアプリケーション提供サイト運営事業者向けガイドライン (平成25年3月)
- ・ インターネット広告推進協会 (JIAA): (検討中)

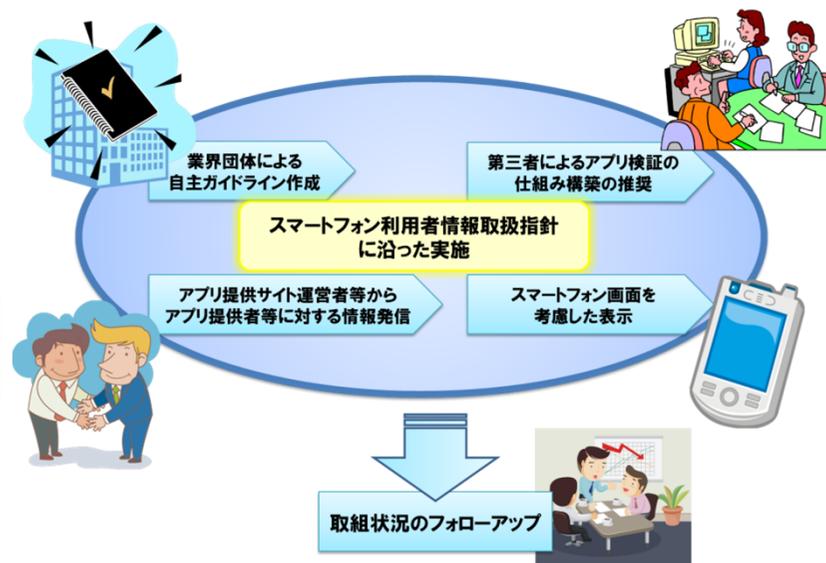
✓ スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会

- ・ スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定等を促進することを目的として平成24年10月に設置。
35以上の業界団体や企業・団体等が参加。

①業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、②プライバシーポリシーの表示方法等に関する情報交換、③推奨事例及び問題事例の検討・共有、④国際的動向に関する情報交換、⑤情報発信等を実施

✓ スマートフォンの普及の進展と利用者情報をめぐる問題

- ・ スマートフォンの普及率: 2012年度末約38% (予測値)
- ・ 利用者情報の取得を目的としたマルウェアの増加



- 「スマートフォン利用者情報取扱い指針」を踏まえ、利用者情報の取扱いに関する透明性を確保するために、アプリケーション提供者はアプリケーションのプライバシーポリシーをあらかじめ作成・公表し、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はハイパーリンクを掲載することが期待される。
- また、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成し、利用者が容易に参照できる場所に公表することが望ましい。

✓ アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載状況

- ・ アプリケーションのプライバシーポリシーをあらかじめ作成し、①アプリケーション内表示、②アプリケーション提供サイトへの掲示(又はハイパーリンク)、③アプリ提供者ホームページ掲載などの方法で公表している事例も多く見られた。
- ・ 一方、①~③のいずれも掲載がない場合が最も人気の高いアプリの中でも約2割程度あった。
- ・ 日米を比較すると、①のアプリ内における掲載は米国が約5割弱、日本が約4割弱であった。②のアプリケーション提供サイトにおけるハイパーリンクの割合が米国は高く約5割強、一方日本は約2.5割であった。

✓ 記載内容

- ・ プライバシーポリシーが作成されているものについては、「スマートフォン利用者情報取扱指針」の8項目の多くについて日米ともに何等かの記載がある。ただし、利用者関与の方法、情報収集モジュールの有無等については、記載そのものが少ない状況である。

✓ 概要の掲載

- ・ 分かりやすい概要をイラストを活用したり一部項目のみを表示する事例が一部あるものの、割合は少ない。

場所	日本(計40アプリ)		米国(計36アプリ)	
	対象アプリ数	比率	対象アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%
開発者ホームページ	32	80.0%	25	69.4%

(出典:日本総合研究所調査(2013年1月))

■ アプリケーションのプライバシーポリシー等に関する課題と対応

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成を促進し、利用者が容易に見られるようにする必要がある。

✓ アプリケーション等のプライバシーポリシー作成促進(移行計画の作成、アプリ作成当初からの作成)

- ・ アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・公表を促進する。
既存のアプリケーションで対応が未了のものについては、早急に移行計画を検討し対応を推進。
今後作成されるアプリケーションについては、予めアプリケーションのプライバシーポリシーを作成。

✓ 分かりやすい掲載・表示方法

- ・ アプリケーションのプライバシーポリシーの掲載場所: アプリケーション提供サイト(ハイパーリンク等)、アプリケーション内の場合アプリケーションの初回起動時等に表示 等。
- ・ 重要な情報についてポップアップ等で表示し必ず読める仕組みが必要。

✓ 標準的な様式・形式

- ・ 利用者が本当に知りたいことを、分かりやすい表示で示す。
- ・ スマートフォン利用者情報取扱指針や業界ガイドライン等に基づき、記載が期待される8項目等を記載。
(企業全体のプライバシーポリシーとの整合性を保ちつつ、当該アプリケーションについて作成。)
- ・ 概要版: 利用者が読みやすいように一定の様式により記載する。

✓ 利用者に対する周知・啓発

- ・ 利用者情報の取扱いがアプリケーションのプライバシーポリシーで説明されていること、電話帳等プライバシー性の高い情報についてはポップアップ等で同意が求められ確認が重要であること等を周知啓発。
- ・ 「スマートフォン プライバシー ガイド」を改定し公表。

■ 情報収集モジュール提供者は、プライバシーポリシーの作成・公表し、当該モジュールを組み込むアプリケーション提供者に対し①取得情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等を通知することが期待される。

- ・ 情報収集モジュールを組み込むアプリケーション提供者による正確な説明や一般利用者の理解を可能とするため、理解しにくいプライバシーポリシー(例: 英文のみ)やアプリケーション提供者への通知等課題はないか。
- ・ 情報収集モジュールについて、実態把握及び横断的な対応検討が必要ではないか。

■ 関係事業者における取組

✓ 移動体通信事業者・端末提供事業者

① アプリケーション提供サイトの運営者としての活動

- ・ 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に沿った掲載ガイドラインを作成しアプリケーション提供者に予め提示。アプリケーション提供者等から事前申請を受けて検査を実施(配信型)
- ・ アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを設ける。
- ・ アプリケーション提供者への啓発活動を実施。

② アプリケーション利用者に対する周知啓発

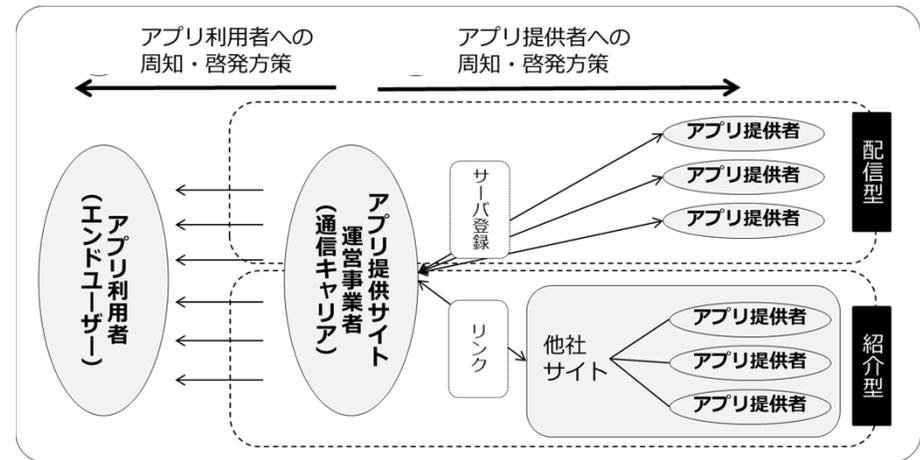
- ・ 契約時等における利用者に対する周知啓発。
- ・ 様々なリテラシーの消費者への対応。

✓ アプリケーション提供サイト運営事業者・OS事業者

- ・ アプリケーション提供者等に対する支援
- ・ アプリケーション提供者が作成したプライバシー ポリシーへのハイパーリンクを設けている。

✓ その他関係しうる事業者

- ・ 独自の基準の基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイト
(パーミッションの正当性、ウイルススキャンについて利用者へ検証結果を情報提供)



■ アプリケーション提供サイト等における連絡通報窓口

- ・ アプリケーション提供サイト(移動体通信事業者、OS事業者等)において、連絡通報窓口は設置されている。

【課題】

- ・ プライバシーやセキュリティ上利用者情報の取扱いが適切ではないアプリケーションについて、どのように判断すべきか。適切ではないアプリケーションが判明した場合、どのように取扱うことが望ましいか。
- ・ 連絡通報窓口間の連携が有用ではないか。関係団体・機関や技術法律の専門家との連携も有用ではないか。

第3章 第三者検証等に関する現状と主な論点

■ 利用者情報に関する検証の現状

- ・ スマートフォン利用者情報取扱指針や業界団体ガイドラインに沿って、適切なアプリケーション等プライバシーポリシーが作成・運用されることが望ましい。
- ・ 実際に個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい。

✓ 利用者情報に関する検証内容と実例

プライバシーポリシーの記載の検証

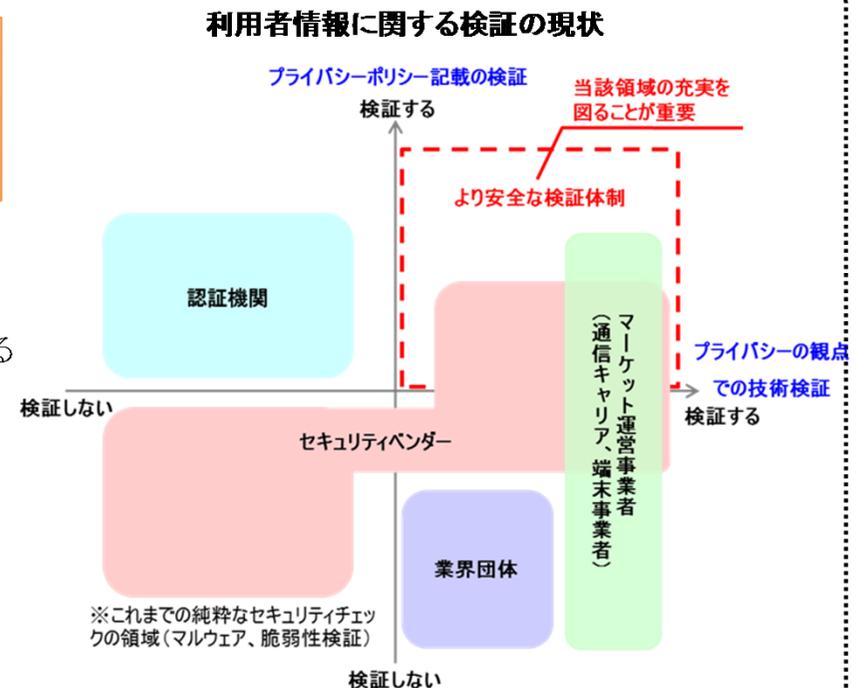
- ① アプリケーション等のプライバシーポリシー作成・公表
- ② プライバシーポリシーの内容の妥当性

- ・ 現在試行的な検証がいくつか行われている。
(例: 日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会アプリケーション解析技術タスクフォースによる試行的解析、情報セキュリティ格付け制度研究会による実施状況等に係る確認の計画)
- ・ プライバシーポリシーについて記載様式や記載場所が標準化されることが、検証の効率化と普及に重要。

利用者情報の観点での技術的検証

- ① 外部送信される利用者情報の内容や量、送信先
- ② 実際の動作がプライバシーポリシーの表示内容に合致

- ・ アプリケーション提供サイト運営事業者、セキュリティベンダー、レビューサイト運営者、研究機関等で行っている事例がある。
(例: トレンドマイクロ(株)、加入者向けのアプリケーション提供サイト(au Market)、アンドロイダー等)



■ 第三者検証に関する主な論点

第三者検証に関する①第三者検証の検証体制の在り方、検証コストの負担の在り方、②アプリケーション等のプライバシーポリシー検証、③アプリケーション等の技術的検証、④検証結果の表示方法、⑤アプリケーション開発者や一般利用者への周知啓発や相談窓口、⑥第三者検証の適正性の担保方法

1 第三者検証の検証体制の在り方、検証コストの負担の在り方

- ✓ 第三者検証の検証主体として、どのような者が適当であるか
- ✓ 第三者検証の仕組みは、自然発生的に複数のものがあるよと考えるか。最低限何らかの**統一的な検証基準**等が必要とされるか。検証の信頼性や使いやすさを高める観点から、どのような点に留意すべきか。
- ✓ 検証コストの負担の在り方についてどう考えるべきか。
- ✓ ハイレベルな検証はコストが高く、中小零細のアプリ開発者にはコスト負担ができない可能性があるのではないか。多くのアプリ開発者が受けることが可能な「**軽い検証**」の仕組みについても検討すべきではないか。

2 アプリケーション等のプライバシーポリシー検証について

- ✓ アプリケーション及び情報収集モジュールのプライバシーポリシーを検証する際に、どのような点に着目して実施すべきであるか。何等かの**検査基準**があった方がよいか。
- ✓ アプリケーションのプライバシーポリシーの検証をしようとすると、掲載方法や記載内容(様式)やバラバラであり、読み解きに苦勞している。アプリケーションのプライバシーポリシーにおける記載内容や掲載方法などについて、何か基準が必要ではないか。

3 アプリケーション等の技術的検証について

- ✓ アプリケーション及び情報収集モジュールについて技術的検証を行う際に、どのような点に着目して実施すべきであるか。何等かの**検査基準**があった方がよいか。
- ✓ アプリケーション及び情報収集モジュールについて技術的検証を行う際に、どのような手法により行うべきであるか。

■ 第三者検証に関する主な論点(つづき)

第三者検証に関する①第三者検証の検証体制の在り方、検証コストの負担の在り方、②アプリケーション等のプライバシーポリシー検証、③アプリケーション等の技術的検証、④検証結果の表示方法、⑤アプリケーション開発者や一般利用者への周知啓発や相談窓口、⑥第三者検証の適正性の担保方法について

4 検証結果の表示方法について

- ✓ 検証結果について、どのような方法で活用することが想定されるか。一般利用者に対して情報提供を行う場合に、どのような形で行うことが望ましいか。何らかのマーク等で表示することも検討すべきか。
- ✓ 利用者に一定の安全性を保障する検証の結果を表示することにより、安全なアプリケーションを見分けられるようにすること(ホワイトリスト的検証表示)についてどう考えるか。
- ✓ 多くのアプリ開発者が受けることが可能な「軽い認証」の仕組みについても検討すべきではないか。
- ✓ アプリケーションの危険性を注意喚起する検証結果の表示(ブラックリスト的表示)についてどう考えるか。
- ✓ プライバシー・バイ・デザインの原則を踏まえた第三者検証の表示・活用について。

5 アプリケーション開発者や一般利用者への周知啓発や相談窓口について

- ✓ アプリケーション検証の基準についてアプリ提供者にどのように周知すべきか。注意すべき事例や共通的事項などについてどのように扱うべきか。
- ✓ 一般利用者にはアプリケーションの検証についてどのように周知すべきか。相談窓口についてどのように考えるか。
- ✓ プライバシー・バイ・デザインの原則を考慮した利用者情報のライフサイクルについて。

6 第三者検証の適正性の担保方法について

- ✓ 第三者検証の適正性の担保方法について検討しておく必要があるのではないか。
- ✓ 信頼性を確保するための枠組みについて
- ✓ 新たな技術導入に対するプライバシー・バイ・デザインの原則による対応について

■ 米国

(1) インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(2012年10月:米国ワシントンD. C.)

- ・ 日本側より「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について紹介。ホワイトハウスの政策大綱を踏まえたモバイルアプリの透明性向上のための行動規範に関するマルチステークホルダー会合等について米国商務省(NTIA)より説明。
- ・ スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性とリテラシー向上について議論を行い、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致。

(2) 米国内における検討の動き

- ① 商務省NTIAによるマルチステークホルダー会合
 - ・ 2013年2月までに10回開催。モバイルアプリの透明性に関する行動規範の討議ドラフト、簡略な告知について議論。
- ② FTCスタッフレポート「モバイル・プライバシー・ディスクロージャーズ:透明性の確保による信頼の構築」(2013年2月)
 - ・ プラットフォーム事業者、アプリ開発者、広告ネットワーク事業者、業界団体等の果たすべき役割を提言。
- ③ カリフォルニア州の司法長官「モバイル端末におけるプライバシーに関する提言」(2013年1月)
- ④ FTC「児童のオンラインプライバシー保護法(COPPA)」改正案(2012年12月)

■ 欧州

(1) 日EU・ICT政策対話(2012年11月:東京)、日仏ICT政策協議(2013年2月:パリ)

- ・ 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について総務省から紹介。先方からeプライバシー指令やEUデータ保護規則等について説明し情報交換・意見交換を実施。今後も引き続き情報交換・意見校感を行うこととしている。

(2) EU域内における検討の動き

- ・ GSM Association(GSMA)が携帯端末向けのプライバシー原則、ガイドライン等を発表(2012年1月)
- ・ 第29条作業部会において「スマートフォン等のアプリに関する意見書」を公表(2013年2月)

■ 韓国における検討の動き

- ・ 韓国情報保護振興院(KISA)は「アプリ開発者向けプライバシーガイド」を公表(2012年3月)。国内通信事業者を通じ、同ガイドの周知・啓発を実施。KISAはスマートフォンの中でモニター機能を果たすようなアプリ(SSチェッカー)を開発・公開。

- ・ スマートフォンの利用者情報の取扱いに関する検討は、先進諸外国と日本において方向性はほぼ合致。
- ・ 我が国の取組について今後も積極的に二国間及び多国間の枠組みにおいて説明し、連携しつつ取組を推進。